

事務連絡
令和3年5月14日

公益社団法人 全国産業資源循環連合会 御中

環境省環境再生・資源循環局廃棄物規制課

新型コロナウイルスの感染拡大防止に向けた出勤者数の削減に関する
実施状況の公表について（事務連絡）

廃棄物行政の推進については、かねてより格別の御理解・御協力を頂き御礼申し上げます。

廃棄物処理事業者は、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」（新型コロナウイルス感染症対策本部決定）において「国民生活・国民経済の安定確保に不可欠な業務を行う事業者」として位置付けられ、新型コロナウイルスの感染拡大下においても処理を継続することが求められているところであり、廃棄物処理に従事されている皆様の御尽力に感謝申し上げます。

新型コロナウイルスの感染拡大防止に向けた職場への出勤者数の削減（テレワーク等）については、令和3年4月26日付けの事務連絡等を発出してきたところであり、当該事務連絡を御参照の上、引き続き廃棄物の適正処理のための事業継続を最優先にさせていただきながら、区域に応じた出勤者数削減の取組に御協力をお願いいたします。

また、令和3年5月7日に変更された基本的対処方針にて、「経済団体に対し、在宅勤務（テレワーク）の活用等による出勤者数の7割削減の実施状況を各事業者が自ら積極的に公表し、取組を促進するよう要請するとともに、公表された情報の幅広い周知について、関連する事業者と連携して取り組む」とされており、このことに関して、5月12日付けで内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室から別添事務連絡が発出されました。

テレワーク等の実施状況について好事例の横展開を図るため、下記の取組について、貴連合会におかれましても御了知の上で実施に御協力いただくとともに、各都道府県協会及びその会員企業に周知くださいますようお願いいたします。

記

1. 各企業・団体等は、テレワーク等の実施状況を自社のウェブサイト上で積極的に公表する。
2. 各企業・団体等の公表サイト（各社、各団体等がホームページ上に公開するテレワーク等の実施状況のリンク先）等を、経済産業省が作成した以下のサイト上で登録する。
<https://mm-enquete-cnt.meti.go.jp/form/pub/kanbo-somu/remote-work>
3. 各企業・団体等において、他の企業・団体等の情報も参考にしつつ、出勤者数の削減に取り組む。

留意事項

1. 周知対象は、緊急事態宣言を実施すべき区域及びまん延防止等重点措置を実施すべき区域に限らず、これらの措置が実施されていない区域も含む。
2. 出勤者数の7割削減の取組については、テレワークだけでなく、休暇取得や各企業・団体等の独自の取組も含まれる。
3. 出勤者数の7割削減の実施状況の公表については、7割削減できたか否かではなく、可能な限り、出勤回避状況を定量的に示すこととするが、廃棄物処理業は現場作業が必要な業種であることに鑑みて、例えば算定範囲をオフィス部門等のみにするなど、その対象の捉え方も含め、それぞれの実情に応じて各企業・団体等が判断し、その旨を公表時に補足することとする。

（公表する定量的な取組内容の例）

- ・テレワーク等の実施目標は全社員の〇%、〇月〇日から〇月〇日の実績は〇%。
- ・全社員のうち、現場作業が必要な社員を除くテレワーク実施可能な社員（全社員の〇%）の出勤者数を〇%削減
- ・〇月〇日から〇月〇日に、事務職〇人中〇人が週当たり〇日実施し、出勤者数を〇%削減
- ・本社で〇%、〇〇支社で〇%、△△事業所で〇%、出勤者数を削減
- ・緊急事態宣言区域及び重点措置区域の事業所で出勤者数を〇%削減、それ以外の区域で〇%削減
- ・テレワーク、ローテーション勤務、休暇を組み合わせ会社全体で、出勤者数を〇%削減

4. また、テレワーク等の推進に向けた具体的な取組や工夫を併せて公表する。

(公表する内容の例)

- ・テレワーク等の推進に向けて、〇〇〇といった取組を実施
- ・テレワーク等の実施により、社内において〇〇〇といった変化
- ・テレワーク等に関して、社内の〇〇を見直すなど工夫したこと

5. 各企業・団体等の公表サイトに公表する様式や更新頻度については任意。

以上

各府省庁におかれては、所管団体等に対し、テレワークの活用等による出勤者数の7割削減の実施状況を各事業者が自ら積極的に公表し、取組を促進するよう、周知・働きかけをお願いします。

事務連絡
令和3年5月12日

新型コロナウイルス感染症対策本部幹事会構成員 各位

内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長

出勤者数の削減に関する実施状況の公表について

平素より大変お世話になっております。

出勤者数の抑制については、これまでも各府省庁に対し、出勤者数の7割削減を目指すテレワーク等の推進を依頼し、所管団体及び独立行政法人等にテレワーク等の実施を呼びかけていただいたところです。

今回、新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針（令和2年3月28日（令和3年5月7日変更）新型コロナウイルス感染症対策本部決定。以下「基本的対処方針」という。）にて、「経済団体に対し、在宅勤務（テレワーク）の活用等による出勤者数の7割削減の実施状況を各事業者が自ら積極的に公表し、取組を促進するよう要請するとともに、公表された情報の幅広い周知について、関連する事業者と連携して取り組む」とされたところです。

「新たな日常」の象徴でもあるテレワーク等については、既に多くの事業者において取り組んでいただいているところですが、こうした事業者の実施状況について、エッセンシャルワーカーに配慮しつつ、定量的な取組内容に加えて、各事業者で工夫されたことなどを幅広く共有することで、好事例の横展開等を図ることができると考えています。

各府省庁におかれましては、これらの趣旨に十分ご留意の上、自ら積極的に取り組むとともに、所管団体やその構成企業等及び独立行政法人等に対し、留意事項を踏まえ、下記の内容について、周知・働きかけをお願いします。

なお、所管団体やその構成企業等及び独立行政法人等からの問合せに対しては、各府省庁において対応することとし、必要に応じ、各府省庁から、末尾に示す内閣官房や経済産業省の連絡先に問合せ等を行うことをお願いします。

記

1. 各企業（特に上場企業等の大企業）・団体等は、テレワーク等の実施状況を自社のホームページ上で積極的に公表する。
2. 各企業・団体等の公表サイト（各社がホームページ上に公開するテレワーク等の実施状況のリンク先）等を、経済産業省が作成した以下のサイト上で登録する（※登録いただいた情報の取扱いは、同サイトをご確認下さい）。
※ 5/18(火)までに登録いただいた情報をまず経済産業省のホームページで公表する予定。その後、追加的に登録いただいた情報は、概ね一週間ごとに更新を行う。
<https://mm-enquete-cnt.meti.go.jp/form/pub/kanbo-somu/remote-work>
3. 各企業・団体等において、他の企業・団体等の情報も参考にしつつ、出勤者数の削減に取り組む。

留意事項

1. 周知対象は、緊急事態宣言を実施すべき区域及びまん延防止等重点措置を実施すべき区域に限らず、これらの措置が実施されていない区域（以下、「その他区域」という。）も含む（「その他区域」については、基本的対処方針にて「事業者に対して、在宅勤務（テレワーク）、時差出勤、自転車通勤等、人との接触を低減する取組を働きかけること。」とされていることを踏まえ、これらの取組について公表するものである）。
2. 出勤者数の7割削減の取組については、テレワークだけでなく、休暇取得や各企業・団体等の独自の取組も含まれる。
3. 出勤者数の7割削減の実施状況の公表については、7割削減できたか否かではなく、可能な限り、出勤回避状況を定量的に示す（ただし、算定範囲は、エッセンシャルワーカーに配慮しつつ、その対象の捉え方も含め、それぞれの実情に応じて各企業・団体等が判断し、その旨公表時に補足）こととする。

（公表する定量的な取組内容の例）

- ・テレワーク等の実施目標は全社員の〇%、〇月〇日から〇月〇日の実績は〇%。
- ・全社員のうち、現場作業が必要な社員を除くテレワーク実施可能な社員（全社員の〇%）の出勤者数を〇%削減
- ・〇月〇日から〇月〇日に、事務職〇人中〇人が週当たり〇日実施し、出勤者数を〇%削減
- ・本社で〇%、〇〇支社で〇%、△△事業所で〇%、出勤者数を削減

- ・緊急事態宣言区域及び重点措置区域の事業所で出勤者数を〇%削減、それ以外の区域で〇%削減
- ・テレワーク、ローテーション勤務、休暇を組み合わせる会社全体で、出勤者数を〇%削減

4. また、テレワーク等の推進に向けた具体的な取組や工夫を併せて公表する。

(公表する内容の例)

- ・テレワーク等の推進に向けて、〇〇〇といった取組を実施
- ・テレワーク等の実施により、社内において〇〇〇といった変化
- ・テレワーク等に関して、社内の〇〇を見直すなど工夫したこと

5. 各企業・団体等の公表サイトに公表する様式や更新頻度については任意。

○本事務連絡全般に関する問い合わせ
内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室（総括班）
担当者：阪本、岩熊、多田、八重樫、重友、坂本、山口、石岡
TEL：03-6257-1309
MAIL：g.sinnngatainnfuru.taisaku001@cas.go.jp

○データベース等、公表に関する問い合わせ
経済産業省大臣官房総務課危機管理・災害対策室
担当者：渡辺、水上、北村、高橋、樋口
TEL：03-3501-1609
MAIL：kiki-kanri2021@meti.go.jp

事務連絡
令和3年4月26日

公益社団法人 全国産業資源循環連合会 御中

環境省環境再生・資源循環局廃棄物規制課

新型コロナウイルスの感染拡大防止に向けた
出勤者数の削減（テレワーク等の徹底）について（事務連絡）

廃棄物行政の推進については、かねてより格別の御理解・御協力を頂き御礼申し上げます。

廃棄物処理事業者は、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」（新型コロナウイルス感染症対策本部決定）において「国民生活・国民経済の安定確保に不可欠な業務を行う事業者」として位置付けられ、新型コロナウイルスの感染拡大下においても処理を継続することが求められているところであり、廃棄物処理に従事されている皆様の御尽力に感謝申し上げます。

新型コロナウイルスの感染拡大防止に向けた職場への出勤等（テレワーク等）については、令和3年1月15日付け、2月2日付け、3月2日付け、4月2日付け及び4月16日付けの事務連絡で御協力をお願いしたところです。

今般、令和3年4月23日付けで新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）第32条第1項に基づき東京都、京都府、大阪府及び兵庫県を区域として、同年4月25日から5月11日までを期間とした緊急事態宣言が発出されました。また、宮城県、埼玉県、千葉県、神奈川県、愛知県及び沖縄県がまん延防止等重点措置を実施すべき区域（以下「重点措置区域」という。）とされていたところ、4月23日付けで愛媛県が追加され、これら7県における実施の期間が5月11日までとされたところです。

基本的対処方針においては、緊急事態措置区域では人の流れを抑制するため、在宅勤務（テレワーク）の活用や大型連休中の休暇取得の促進等により、出勤者数の7割削減を目指すこととされています。また、重点措置区域でも、在宅勤務（テレワーク）等について、出勤者数の7割削減を目指すことも含め、接触機会の低減に向け、「更に徹底」することとされています。さらに、緊急事態措置区域及び重点措置区域以外の区域においても「在宅勤務（テレワーク）、時差出勤、自転車通勤等、人との接触を提言する取組」を実施することとされています。

このことに関して、4月23日付けで内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室から別添事務連絡が発出されました。

廃棄物処理事業者の皆様におかれましては、引き続き廃棄物の適正処理のため

の事業継続を最優先にさせていただきながら、特に緊急事態措置区域及び重点措置区域においては、オフィス部門等の可能な範囲でのテレワークの実施や、出勤が必要な部門でもローテーション勤務等の実施を更に徹底することとし、その他の区域においてはこれらの取組や時差出勤、自転車通勤等を引き続き推進することによって、人との接触を低減する取組に重ねて御協力をお願いいたします。

また、今回の緊急事態宣言は、ゴールデンウィークの短期集中対策として、一旦人の流れを止めるための強力な措置を講じるものであり、別紙に記載のとおり、感染が拡大している地域（首都圏、関西圏、宮城県、愛媛県、沖縄県等）にお住まいの方は、日中を含め、不要不急の外出や移動は避け、近場の外出でも、三密は避けること、また、こうした地域との往来については、延期、自粛、オンライン帰省の活用をすること、その他の地域でも、帰省・旅行、不特定多数が集まる場（イベント・集客施設等）に行くことは慎重に検討すること等とされていますので、ゴールデンウィークに向けた感染拡大防止策への御協力についても併せてお願いいたします。

つきましては、貴連合会におかれましてもこれらの内容について御承知おきいただくとともに、各都道府県協会及びその会員企業に周知くださいますようお願いいたします。